

令和5年（2023年）5月2日

生徒・保護者の皆様

松本県ケ丘高等学校長 徳永 佳代

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校の教育活動に御協力を賜り感謝申し上げます。

5類移行後の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、県教育委員会の指示により、本校の対応については下記のとおりとします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- (1) 5類感染症への移行後においても、①家庭との連携による生徒の健康状態の把握 ②適切な換気の確保 ③手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導 といった対策に引き続きご協力ください。
- (2) 学校教育活動においては、マスクの着用は求めません。また「黙食」も必要ありません。
- (3) 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理して登校せずに自宅で休養させてください。

2 出席停止について

- (1) 感染した場合は出席停止
 - ・有症状：発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
 - ・無症状：検体を採取した翌日を1日とし、5日を経過するまで※いずれの場合も10日を経過するまではマスクを着用することを推奨します。
- (2) 濃厚接触者や同居家族の有症状は出席停止としない
 - ・家族の発症から7日を経過するまでは、特に注意して健康観察を行い、マスク着用を推奨する。
- (3) その他出席停止となる場合
 - ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどにより保護者から欠席相談があり、校長が認めた場合。
 - ・医療的ケアを必要とする生徒、または基礎疾患があることにより重症化リスクが高い生徒（主治医等の確認が必要）。

3 出席停止期間終了報告書の提出について

- ・出席停止の期間を経て登校するにあたっては、保護者が作成した「出席停止期間終了報告書」を提出してください。
- ・医療機関が発行する陰性証明等は必要ありません。

松本県ケ丘高等学校
担当 水津 潤（教頭）
電話 0263 (32) 1142
FAX 0263 (37) 1074
agata-hs@pref.nagano.lg.jp